

静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 令和5年6月19日(月)午後3時～午後5時

2 場 所 静岡家庭裁判所会議室

3 出席者

(委員)

斎藤剛、堀場竜介、浅沼都、川内十郎、瀧容子、堀場竜介、横濱竜也(以上学識経験者)、野末寿一(弁護士)、松川将也(検察官)、家令和典、清水克久(以上裁判官)

(説明担当者)

佐々木亮(裁判官)、粉川聡子(次席家庭裁判所調査官)、関口延子(主任書記官)、前田直哉(裁判所書記官)

4 議事内容等

- (1) 新任委員3名から自己紹介があった。
- (2) 家庭裁判所委員会規則に基づき、委員の互選により、斎藤剛委員が委員長に選任された。
- (3) 粉川次席家庭裁判所調査官から、前回の家庭裁判所委員会(テーマ「家事事件手続における子の福祉への配慮について」)における意見交換を踏まえて、その後の裁判所における取組状況について報告がなされた。
- (4) 今回のテーマである「家事調停手続におけるウェブ会議について」について、関口主任書記官及び前田裁判所書記官から、ウェブ会議によらない調停、いわゆる、通常の調停手続について説明を行った後、家庭裁判所の職員によるウェブ会議を利用した模擬調停の実演を行った。その後、佐々木裁判官から、家事調停手続におけるウェブ会議の導入をめぐる経過、ウェブ会議による家事調停期日の運営、趣旨・目的等について説明を行い、家事調停手続におけるウェブ会議についてどのような点が不安であるか、委員の各職場においてデジタル化

がどのように進められているかなどについて、委員それぞれの立場から意見等を頂きたいと説明があった上で、各委員から次のような意見等が述べられた（○は家裁委員の発言、●は説明担当者の説明である。）。

- ウェブ会議の場合には、長時間話をしていると結構しんどいという人がいると思われるが、当事者にとって負担にならないか。

また、一般的に家事調停では何回くらい期日を設定するのか。

- ウェブ会議を用いた調停では、まず一方当事者から話を聴き、その接続を切ってから他方の当事者から話を聴く、というプロセスを繰り返しながら進めていくことが多いが、平均すると、大体一つのターンは、20分から40分くらいであると思われる。このため、一方当事者からウェブ会議を接続したまま長時間にわたって話を伺うというのは極めて例外的であると思われる。20分話を伺い、20分待ってもらい、その後また20分話を伺い、といったプロセスを経ることが多いという状況である。

期日の回数について、離婚調停では、一回で終局するものもあれば、1年前後の期間を要してしまうものもあるが、裁判官としては、五、六回くらいでは目途をつけたいという感覚は持っている。

養育費や婚姻費用の分担などの調停では、非常に緊急性が高いことから、より短い期間、回数で終わらせるために、特に優先順位をつけて進めていくというような実情であり、統計上も離婚調停よりは少ない回数で終了していると思われる。

- 離婚調停の場合は、最終的な合意のところは対面でなければならないと思うが、ウェブ会議で最終的な合意まで可能なのか。
- ウェブ会議の方法で離婚するという内容で調停を成立させることは、現行法では認められていないので、そのような内容で調停を成立させる場合には、実際に双方当事者に裁判所に来てもらって合意を確認する必要がある。
- 双方離婚に合意をしているものの、裁判所に来ることが難しいという当事者の場合には、裁判所が離婚を内容とする調停に代わる審判を行い、異議申立期間に

異議申立てがなければ、審判のとおり離婚になるという手段もある。

- これまでに静岡家裁においてウェブ会議で調停が実施された事案（9件）は、離婚調停が多いのか。
- 9件の内訳について、ある一定の事件の種類に偏っているということではなく、離婚のほか、財産分与、婚姻費用の分担、遺産分割も含まれている。
- ウェブ会議の導入というのは、全体の電子化の流れの中で始まったと思われるが、調停を申し立てられた相手方は調停に応じなければならないのか。
- ウェブ会議の方法を取るかどうかについては、当事者の意向を確認するので、当該方法を無理に強いるということはないが、調停の申立てがあった場合には、相手方に手続が始まった旨の連絡をするので、それに応じて対応してもらいたいというところである。現実問題として、連絡がつかないまま調停ができずに終わってしまうという案件も一定数ある。
- 電子化というのは、ある意味で申立てがしやすく、ハードルを下げるメリットがあると思うが、例えば、最初からウェブ会議の方法で申し立てるということはできるのか。
- 申立ての際に、申立人側でウェブ会議の方法で参加したいという要望があれば、それを踏まえて、ウェブ会議の方法により調停を進めるか否かを裁判所で検討することになる。もっとも、相手方にウェブ会議の方法を強制することはできないので、その場合には、例えば、申立人側だけウェブ会議を使い、相手方には電話あるいは裁判所に来てもらうというハイブリッドの方法で実施することも選択肢としてはある。
- 例えば、ウェブ会議の方法によることで、調停そのものを相手方が断りにくいような環境を作るとか、調停に参加することの障壁が低くなるというような相関関係というものはあるか。
- 相手方において言い分はあるけれども、様々な事情、例えば、体調であったり、仕事であったりで参加することができないという意味での障壁がある場合には、

ウェブ会議という選択肢があることで、参加がしやすくなる。そういった意味で障壁を下げるという効果はあるように思っている。

- 講義とか授業のような教育面では同時双方向でZ o o m、W e b e x、T e a m sを使っているケースはあるが、コロナが収束してきている状態では、対面に戻ってきているように思う。

自宅にいて、時間になったら直ぐにウェブ会議につないでやり取りができるというのは非常にありがたいが、対面の場合には、拘束される時間が多くなる。

一般的な問題として、対面のコミュニケーションとウェブ会議上のコミュニケーションとは違うところがあり、分かりやすいのは、同じ時間に複数の人が一度に話をしたときに、ウェブ会議だとほとんど何を言っているのか分からない。一方で、対面の場合には、複数の人が一度に話をしても、何となくあの人が何を話しているのかが分かる。そういう雰囲気、多分一定の目的で行われている会議の場合には必要なのかもしれない。自由にものが言いやすいし、相手にも伝わるということがあったりするのかもしれない。

模擬調停を見て思ったが、調停のような手続の場合は、それこそお互いの言いたいことをきちんと言い、聴く側の調停委員もそれを受け止めて、また当事者を切り替えるというきちんとしたやり取り、そういうコミュニケーションの形になりやすいのかなという印象を持ったので、そういう点に限って言えば、調停というのはウェブ会議の方法に割と向いているという印象を持った。

ウェブ会議の方法による調停の成否、成功するか成功しないかということに関しては、導入されてまだそれほど時間が経っていないのでこれからだと思うが、電話の方法による調停の場合に比べてどれくらい良いのかということだと思う。電話でやってみただけで全然うまくいかない、それだったら対面にしようというふうに思うような方は、行き来の負担というのはあっても、おそらく対面を選ぶだろう。ウェブ会議の方法による調停で、電話よりずっとよくなった、これだったらわざわざ裁判所まで行かなくてもいいし、良かったと思ってもらえる人が少し

増えて、やりやすくなるということがあるのかもしれない。それは、今後を見ないと分からないことかと思う。

- 私の職場では、ウェブ会議などを使う機会はそこまで多くはないが、場合分けとして、内部だけで行うものと、外部とつなげて行うものの2パターンが考えられるところ、内部で実施するものについては、テレビ会議システムという独自のシステムを利用している。

外部とつなぐときには、今回使われていたWebexのほか、Teams、Zoomなどを利用しているという状況である。

今回、模擬調停を見て、ウェブ会議の方法による調停というのは非常に有用な方法であると思っていて、やはり比較対象となるのは電話会議であると思う。このウェブ会議の方法による調停で挙げられていた課題のうち録音録画の防止であったり、非公開性の確保であったり、代理人以外の第三者の関与の防止というのは電話であっても同じような問題が生じているはずである。電話よりもお互いの顔を見ながら、表情の変化なども見られるという点で、一つ大きなメリットがウェブ会議の方法による調停にはあるのかなと感じた。

他方で、ウェブ会議にしたときに考えられる問題としては、やはりセキュリティの問題が電話と違って生じてくるように思っている。当事者の方も、ウェブ会議となるとはっきりとは分からないけれど漠然とした不安と言うか、これがどこかで不正アクセス等によって見られているのではないかとか、そういった漠然とした不安から、やはりそのあたりで話づらさが出てきたり、本当の自分の正直な気持ちを言えなかったりというところで、結局調停の本当の目的は達成できなくなるという可能性があるとするなら、その点はしっかりとシステムが構築されているから大丈夫であるとか、そういった点を十分に構築した上で当事者に説明するというのが大切になってくるように思われる。そうすることによって、ウェブ会議の方法による調停のメリットを十分に引き出すことができるのではないかと考えた次第である。

- 職場でのデジタル化について、相手に高齢者が多い関係から、私の部門ではデジタル化はそんなに進まなかった。今後の課題ではある。

会社の経営者はとにかく新しいものに強い方たちも多いので、デジタル化は進んでいる。デジタルトランスフォーメーションも推進しており、セミナー配信とかインボイスというのも頻繁に行っており、ユーチューブ配信用の部屋などの配信設備も会社にはある。

コロナが一番騒がれていた時期は、対面は絶対駄目ということで、役員会、委員会といったものは完全にオンライン、全部ウェブでやっていた。40代後半といった方々は、会わなければ駄目とか、飲みに行かなければ駄目みたいなことを言うけれど、自分たちの世代は、そんなことは別に関係ないみたいなことを思っていて、そこでも世代間の認識の違いというか、今まで育ってきた環境の違いを感じる。

ウェブ会議の方法による調停について、皆さんスマホ持っているので、簡単な操作であればできると思うし、通信デバイスを持っているという前提であるならば、導入に対してのハードルはそれほどないように思う。離婚したい夫婦だとか、遺産分割で揉めている親族といった人たちが調停期日において会わないといけないということはないと思う。逆に会わないことによって言いたいことを言えたりということもあるように思うので、ウェブ会議の方法による調停は大きなメリットがあると思う。これからも是非推進して行ってほしい。

- ウェブ会議の方法による調停は基本的には推進するべきものとは思っている。それは、利用者にとって便利なところが大きいからである。他方で、やはり対面で得られる情報、その人の醸し出す雰囲気とか、ちょっとしたしぐさとか、そういうところでこの人はこういう人なのかなっていう、人となりや推測する情報というのが結構あったりする。そこを糸口にして、あるいは頭の中に入れてながら話をすると、調停の雰囲気というのが作れるということがあったりするのではないかなと思う。

ただ、ウェブ会議でもそのような情報は得られるように思われるので、ウェブ会議推進で良いように思われる。

課題として考えられるのは、録音録画されないということが守られる保証というものがなく、万が一密かに録音録画されていたものが外部に流出するということが起きた場合には、そもそもウェブ会議の方法は駄目なのではないのかと言われるリスクがある点である。日本人は真面目な方が多いので、そのような方はいないと信じたいが、漏れたときに誰がやったのだという話になったときに、それは当事者しかいないでしょうということになるのか、本当にそうなのかということも分からないということになると、ウェブ会議の方法についての信用性を失ってしまうリスクがあるので、そのケアが必要であるように思った。

○ マイナンバーの関係の受付をしている部署では、来庁者をサポートする場所を作っている。ITというか、パソコンの操作が苦手な方、高齢者の方がどれくらいウェブ会議を利用するのかというのもある。また、身体障害、知的障害の方で、ウェブ調停を使いたいけれども、何らかの理由で使えないとか、そういった方に対してサポートをすることは可能なのか。

○ コロナを契機にネットを使うのが色々な部分で広がったが、やはり、ある程度しっかり対面で確認しなければいけない会議の重要性というのもある。

ウェブ調停というのは、基本的にはすごく手続参加へのハードルを下げるし、経済的な部分でも、弁護士の移動費用などを当事者が払わなくても済む。本当にちゃんとしたしっかりした場での解決をしたいけれど、調停期日に出席するために家裁まで行かなければいけないという精神的、経済的障壁を下げることができるので、その部分で良いと思う。

調停の本質というか、議論を尽くした着地点みたいなところという意味でお互いが消化不良にならない形でしっかりできるかという意味で、対面でやった方がいいものを見極めて、そういうところは残すというか、ウェブ会議である意味スムーズに進められるところと、ここは譲れないというか、対面の方がやっぱり本

質的な意味の解決というか、お互いに腑に落ちるところがしっかりできるというところの見極めのようなものがこれから進んでいくのではないかと。

ウェブ会議と対面とで、期間、スパンが短く済むであるとか、あるいは合意にたどり着く確率が高くなるか、合意率といったものをこれから考えていくことになるのかなとも思った。

- 対面との比較の中で、傾向というか、スムーズに進みやすいとか、合意に導きやすいとか、これまでの試行の中で言えるようなものはあるか。
- 対面とウェブ調停とを比較して、細かなしぐさがなかなか感じ取れないことにより、より深い議論ができなかったという事案も、もしかしたらあったのかも知れないが、具体的にそういう支障があったという話は聞いていない。

電話とウェブ調停を比較すると、ウェブ調停は、やはり顔を見ることができるという大きな差があるので、その点からは、やはり合意に向けた調整がしやすかったということは言えるのではないかと。

少し事件の処理を離れて、裁判所の本庁と管内の支部等との情報共有という点に目を向けると、静岡県は東西に広く、オンラインというものがなかった当時は、はるばる本庁に集まっていた。特に、下田支部は、1日掛かりで来てもらい、1日掛かりで帰っていくみたいなことをしていた。最近では、オンラインでつないで、支部同士の問題点なども即座に共有できるようになっている。

日本全国という形で捉えたら、埼玉県和光市に司法研修所があり、日本全国の裁判官がその研修にオンラインで参加するというように、合理化できるところはオンラインでということを進めているところである。

一方、家庭裁判所の調停よりも先行して実施している一般の民事裁判については、双方弁護士がついている事案や、交通事故の事案のようにある程度金額の折り合いで解決できるような事案もあつたりするので、対面でなくてもオンラインでつないで事案の解決ができるものも比較的多いと思う。

家事事件となった場合には、直接お会いして顔を見て、話をしながら気持ちを

整えて解決に至っていくことが望まれるところがある。

その一方で、今までは、遠方だと調停に来られない、電話しかないみたいなときに、ウェブ調停というのは、電話より随分メリットも多い方法であるので、少なくとも、最低限オンラインでお顔を見ながらお話をするという活用の仕方はあるように思う。

家事事件を民事裁判のように、近くても何でもオンラインにして、裁判所に行かなくて済むみたいなどころまで持っていく必要があるのかというと、それはそうではなくて、事案ごとに見極めながらオンラインを有効に活用できるものには大いに活用し、是非お会いしてお話をしたいという事案については裁判所まで来ていただいてというようにするのが良いように思っている。

- ウェブ調停は電話と比べると顔が見えるところが違う。

ウェブの場合は、期日の途中で書類をお互いの代理人の事務所にオンラインで送ることができるので、その分スピード感は出ると思う。

ただ、本当にセキュリティの問題はどうなのか。今、若い人が動画をアップしてそれを流すということは当たり前ようになってきている時代であり、そういう人がウェブで行うのが当たり前になったときに、どれくらいそれを守れるか、簡単にアップすることができてしまうので、ルールを守ることができるのかというのを感じている。

- 調停期日は、関係者の日程調整が大変だが、ウェブ会議は物理的に移動しなくていいという意味で日程調整がしやすくなって良いと思っている。裁判所の物理的な設備を潤沢に用意してもらうことと、例えば、支部に裁判官が物理的にいない日でも、本庁にいるときに時間を合わせて、調停を支部で成立させるということができれば良いと思う。
- 離婚について、子供が悩んでいたり家族から相談があったりしたときに、子供の幸せを考えたときにはどちらの味方という訳ではないが、裁判とか調停が早く進んだ方が、子供にとってメリットがあるように思われるし、効果的な支援がで

きるように思われる。

とにかくコロナで家庭が大きく変わったというのは、我々も実感するところである。子供の生活も変わってしまったし、子供のコミュニケーションとか、親子関係もすごく変わったなというのが実感である。

5 次回テーマ及び期日

今回は、成年後見制度と地域における家庭裁判所の役割について取り上げることになり、期日は、令和5年12月8日（金）午後3時から午後5時までとした。